空き家や空き地でお困りの方！！

何年も売れなかった
空き地が売れた！

思い出の家を
大切に使ってくれる方が
見つかった！！

御船町 空き家・空き地バンク

御船町 空き家・空き地バンク制度

町では、平成31年4月から、移住定住促進の一環として「御船町空き家・空き地バンク」を開設しています。

　この制度は、御船町内の空き家や空き地を貸したい・売りたい所有者が、空き家バンクへ登録し、空き家や空き地を借りたい・買いたい利用者へ町が情報を発信することで、空き家や空き地の有効活用及び御船町への移住促進を図る制度です。

有効活用されています！

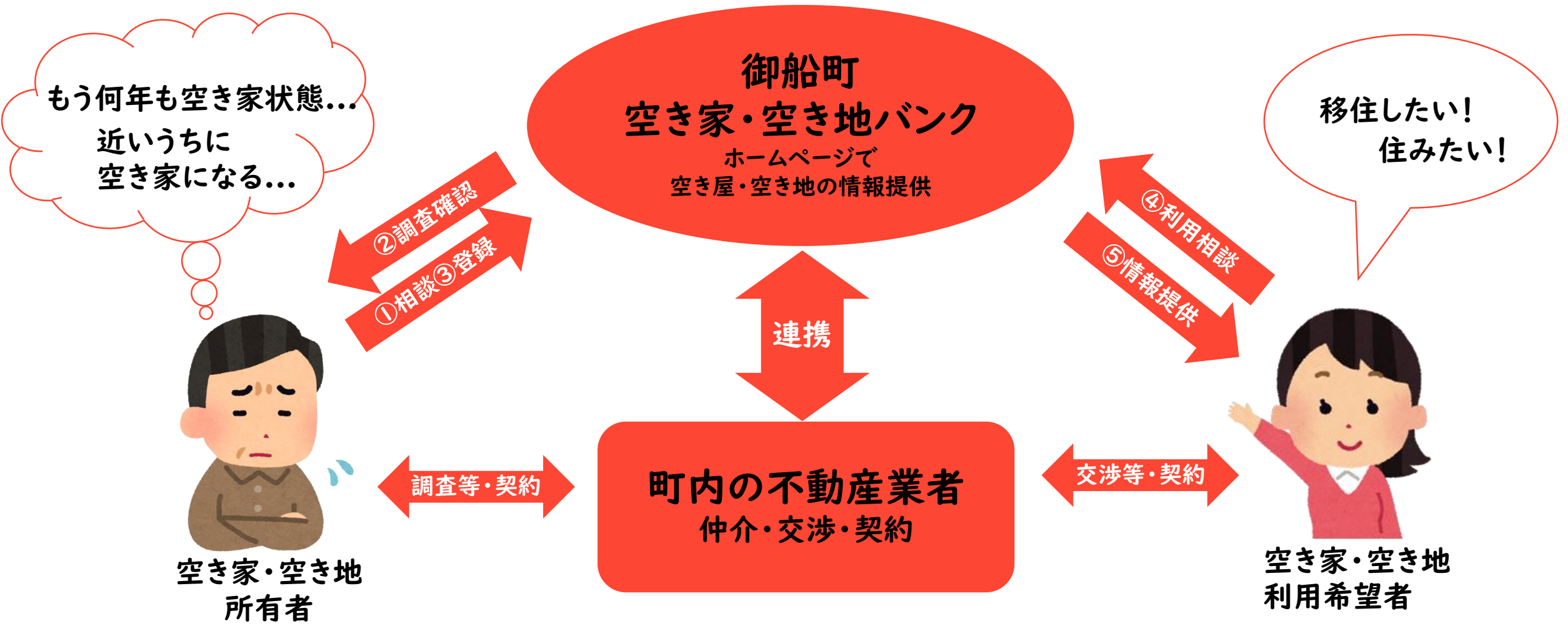

【問い合わせ先】
御船町役場まちづくり課まちづくり係
TEL：096-282-1263
E-mail：community@town.mifune.lg.jp

裏面も
ご覧ください

御船町空き家活用支援補助金

早めのご相談を

大切な空き家を有効活用しませんか？

相続登記はお済ですか？

家財道具は整理されていますか？

空き家の家財撤去費用
最大10万円
（補助率1/2）

相続登記費用
最大5万円
（補助率1/2）

人口の増加及び地域の活性化を図るため、御船町空き家・空き地バンクへ登録することを目的に空き家の所有者に対し、相続登記及び家財等撤去に係る一部の費用に対して補助するものです。

対象事業	対象経費	補助額
空き家の家財撤去費用	最大10万円 （補助率1/2）	○ 一般廃棄物の収集・運搬の委託料 ○ 一般廃棄物の処分に係る費用
相続登記費用	最大5万円 （補助率1/2）	○ 戸籍等の書類取り寄せの費用 ○ 登記事項証明書取得費用 ○ 登録免許税 ○ 司法書士等への報酬 ○ 相続協議書作成に係る諸経費

※交付は空き家・空き地バンクへの登録が条件です。
※申請や交付については事前にご相談ください。

※空き家の所有者の方が対象です。